



# 消費者被害情報



## 身に覚えのないハガキやメールへの 連絡には要注意！

こんなことはありませんか？  
身に覚えのないハガキやメールが届き、  
不安になって連絡先に連絡すると、  
確認のために住所や電話番号を聞かれた…。



➡ 身に覚えのないハガキやメールに連絡すると、相手から  
「名前」「住所」「電話番号」「生年月日」  
を聞かれ、悪徳業者に個人情報を教えることとなります。  
そこから、新たなハガキやメールが送られて金銭の請求を  
受ける可能性があります。

個人情報が  
もれている…！！



個人情報流出を防ぐためにも、身に覚えのないハガキ  
やメールには連絡しないようにしましょう！！

### ◆相談窓口◆

津山市地域包括支援センター TEL:23-1004

津山市消費生活センター TEL:32-2057

消費者ホットライン TEL:188(局番なし)

# 消費者被害防止カルタ



あわてずに

息子や娘に

まず相談



「いりません！」

断るときは

ハッキリと



うますぎる

話は大概

裏がある